

苫小牧市国民健康保険税課税限度額の改正（案）について【概要】

1 改正の目的

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の法定限度額は、令和4年度から基礎課税額65万円、後期高齢者支援金等課税額20万円、介護納付金課税額が17万円の合計102万円に定められています。

苫小牧市の課税限度額は、令和4年度から基礎課税額63万円、後期高齢者支援金等課税額19万円、介護納付金課税額17万円の合計99万円であり、法定限度額より3万円低い状況となっています。

本市では、これまでも法定限度額に合わせるよう、段階的に課税限度額の引き上げを行ってきており、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、現行の課税限度額を法定限度額に引き上げます。

この課税限度額の改正は、苫小牧市国民健康保険運営協議会に諮問し、課税限度額の改正をすることが適当であるとの答申をいただきました。

2 改正の内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を65万円、後期高齢者支援金等課税額を20万円に改正します。

課税限度額	現 行	改 正 後	引 上 額
基 礎 分	630,000円	650,000円	20,000円
支 援 分	190,000円	200,000円	10,000円
介 護 分	170,000円	170,000円	改正なし

3 実施日

令和5年4月1日（予定）

4 限度額改正による影響世帯数

国民健康保険加入の21,981世帯（介護該当7,690世帯）のうち、限度額改正により影響がある世帯数は次のとおりです。

課税区分	限度額超過世帯数	
	現 行	改正後
基 礎 分	149世帯	144世帯
支 援 分	217世帯	197世帯
介 護 分	72世帯	72世帯

※令和4年度確定賦課時資料から算出。

5 限度額超過となる収入（所得）額

3人世帯で限度額超過となる世帯収入（所得）は次のとおりです。

課税区分		現 行	改正後
基 礎 分	給与収入	約946万円	約974万円
	（所得）	（約741万円）	（約766万円）
支 援 分	給与収入	約794万円	約833万円
	（所得）	（約605万円）	（約639万円）
介 護 分	給与収入	約917万円	約917万円
	（所得）	（約715万円）	（約715万円）

※夫が給与収入、妻と子は収入なし。夫と妻が介護該当での試算。